

序文

成城大学経済学部特任教授 田近 栄治

特集号のねらいと構成

長引くデフレと進展する高齢化のなかで、日本の公的債務は増加の一途を辿り、財政は待ったなしの課題に直面している。歳出面では、公的年金、医療や介護などからなる社会保障給付費が増加を続ける一方、少子化対策や女性の社会参加の促進のために公的支援の強化が必要とされている。

このうち医療費は単に高齢化によって増加しているだけではなく、医療の高度化によりその費用が増大している。今後はさらに遺伝子治療などの進展により治療の高度化・高額化が予想されている。このように増大を続ける社会保障給付費や少子化対策費を前に必要な財源をすべて消費税の増税に求めることは不可能であり、医療保険や介護保険の給付のあり方の見直しが必要である。同時に財源面では、個人（自己）負担、社会保険料と並んで、社会保障における国・地方の関与のあり方、とくに財政負担（公費負担）のルールの再構築が必要である。

地方財政では、人口減少を続ける地方の活性化を目指して、地方交付税や公共事業などを組み合わせた「面的・量的」な財政拡大が図られている。しかし、人口高齢化の下では拡散した住居や経済活動を拠点となる地区に集約化する地方都市のコンパクト化を図っていく必要があり、地方分権を旗印にしたこれまでの政策の見直しが必要である。

進展する高齢化のなかでデフレからの脱却を目指すうえで、歳入面では次の二つの課題に直面している。第一に税制の抜本的な改革を通じて経済成長を促進し、税収を確保していくことである。第二に負担の公平性を実現することである。高齢化が進展するなかで、上に述べたよ

うに社会保障給付費が増大し、その負担は社会保険料や税を通じて現役世代にも及んでいる。一方、長期にわたるデフレのなかで非正規雇用が増大し、現役世代の所得は低下している。そこに税と社会保険料の負担がかかる。負担の公平性の観点からは、税・社会保障負担を一体とした改革が不可欠である。

こうした日本経済と財政が抱える歳出面と歳入面の課題を見据えつつ、この特集号は、歳入面、そのなかでもとくに税制面に着目して、「エビデンスに基づいた政策提言」を目指している。わが国の税制改革をめぐるこれまでの多くの議論は、家計においては夫婦子供二人など「標準世帯」を想定した場合の税法上の負担、企業では国と地方の法定表面税率から計算された「実効税率」に基づいて行われてきた。

それに対してこの特集号では、税・財政の制度と経済理論を踏まえつつ、実証研究で得られた家計や企業の負担などをもとに政策効果分析を行うことを目的としている。また、単なる負担推計ではなく、そこからの政策的な含意を探ることとした。以下、所得税や社会保険料負担、企業の税負担および地方税・地方交付税など幅広い領域を対象とした8本の論文から構成されている。言うまでもなく、各論文は執筆者の責任の下に書かれたものであり、そこでなされている主張も執筆者自身のものである。

田近栄治・八塩裕之（1）「日本の所得税改革—経済、財政と社会保障の現状を踏まえた提言—」

川出真清「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」

横山 泉・児玉直美「女性の労働と税—データ

を用いた現状分析―

山田直夫「家計の資産選択と金融所得課税」

田近栄治・八塩裕之（２）「中小企業課税の
新展開―資本と労働間の所得移転にどう対応す
べきか―」

布袋正樹「法人税の帰着―労働は法人税を負担
しているのか？―」

長谷川誠「国際課税制度が多国籍企業の経済活
動に与える影響」

宮崎 毅「財政力の地域間格差と税源配分：交
付税は格差を是正するのか？」

各論文の概要と政策的含意

以下ではこの特集号に収録された論文それぞれについて、概要と政策的含意について述べる。田近栄治・八塩裕之論文（１）は、日本の経済と財政の現状を踏まえて、税制の抱えた問題を包括的に検討したものである。バブル崩壊以降の長いデフレとその間の日本の経済、財政と社会保障の現状を国民所得統計や財政資料などで示しつつ、所得税の課題と改革について検討している。

デフレ下の日本経済の特徴の一つは、企業が利益を確保し続けている反面、賃金カットや正規労働の非正規化によって雇用所得が減少を続けていることである。その結果、国内需要が低迷し、さらにデフレを招くという悪循環が発生している。この間、政府は財政拡大を通じて日本経済を支えてきたが、その中身は公共投資から社会保障関係費へと変容し、進展する高齢化を前に社会保障関係費に歯止めがかかっていない状態が続いている。

そうしたなかで税・社会保障負担の世代間格差は増大している。若年低所得者を念頭に、所得税の課題として社会保障料負担が税負担を超えていることに着目し、以下の改革提案を行っている。第１に、広義の所得税負担として税と社会保障料負担を一体として考え、社会保障料負担を税額控除の仕組みで軽減するべきである。第２に、税額控除の財源を確保するために、所得税の控除を見直し、課税ベースを拡大する

ことで、高所得者に現在より多くの負担を求める必要性がある。第３に、現在の世代間の負担の不公平を是正するために公的年金等控除を廃止する一方、それに代わって高齢低所得者を対象とした税負担の軽減の仕組みを導入するべきである。

川出真清論文は、「慶應義塾家計パネル調査（KHPS）」を用いて、所得階層別にみた所得税、消費税および（年金、医療、介護および雇用保険からなる）社会保険料負担を推計したうえ、さまざまな所得控除が家計の公的負担に及ぼす効果をシミュレーション分析したものである。田近栄治・八塩裕之論文（１）においても「所得再分配報告書」（厚労省）を使って同様の推計結果について論じているが、家計の税と社会保険料負担に関する川出論文の推計結果は以下に示された表の通りである。

ここからわかるように、個人所得への課税である所得税と住民税の合計額と社会保険料の合計額を比べると、最上位の所得階層を除く９階層まで、所得への税負担よりも社会保険料負担のほうが大きい。論文ではさらに、2008年から2011年の所得に仮想的に2015年度の税及び社会保険制度が適用された場合の負担状況を推計し、社会保険料負担の増加と消費税率の引き上げが特に低所得世帯への大きな負担となっていることを明らかにしている。

このように家計の公的負担を考える際には、所得への課税だけでは不十分であり、社会保険料や消費税の負担まで含めて考えるべきだという点は、家計に関わる税制改革を論じるうえで重要である。

以上の結果をもとに、（１）給与所得控除の適用上限引下げ、（２）公的年金等控除の適用上限引下げ、（３）社会保険料控除の上限導入、（４）配偶者控除の段階的縮減を設定し、所得階層別負担への影響を分析している。結果はシミュレーションのために想定された各ケースの金額によるが、論文では、現状の低所得世帯への負担を軽減するため、再分配の観点で租税面からなしうることとして、高所得世帯が恩恵を

等価世帯所得分位別の公的負担の平均額（2011年）、万円

所得階級／万円	所得税	住民税	消費税	公的年金	健康保険	介護保険	雇用保険
I	0.21	0.57	10.38	5.01	7.35	2.07	0.12
II	0.98	2.56	13.05	11.53	11.69	3.82	0.45
III	1.96	4.96	15.32	18.30	15.29	4.22	0.85
IV	2.73	7.01	16.74	22.27	19.94	4.40	1.09
V	5.29	11.74	17.19	31.38	25.42	4.31	1.58
VI	7.29	15.60	20.14	37.96	27.77	4.62	1.87
VII	13.83	22.89	20.41	43.97	35.71	4.92	2.22
VIII	18.09	28.45	23.77	52.84	41.02	5.79	2.74
IX	31.15	38.67	24.11	58.86	46.88	6.22	2.85
X	123.50	81.97	27.32	71.43	58.03	7.06	4.17

本特集号の川出論文、表3による。
所得階級はIが最低位、Xが最高位。

受けている所得控除の縮減が有効であることが示されたとしている。また、今後の公的負担増加の中で、部分的な所得控除の縮減だけでは限界があり、所得控除全般、そして社会保険を含めた総合的な観点からの公的な負担のあり方を検討しなければならないと論じている。

人口減少社会において、女性や高齢者が働きやすい環境を作り、労働力人口を維持し、労働生産性を上げていくことが、日本が今後成長を持続できるかどうかの鍵となっている。横山泉・児玉直美論文は、女性の労働に日本の税制がどのような影響を及ぼしているかについて、「103万円の壁」と呼ばれている就業調整の実態とその背後にある理由を探ったものである。制度面の検討から、配偶者控除・配偶者特別控除、公的年金における第3号被保険者の立場などを通じて、既婚女性には就業調整を行っていると思われる場合が少なからず存在していることを指摘している。

女性の年収分布の変化については、1989年から2013年にかけて、女性の低所得層、中間所得層では年収が減少し、2013年には103万円への集中度合いはより大きくなっていること、高所得層においては1989年に比して、

2013年には収入が増加していることを指摘している。その原因として、低所得層・中間層ではパート労働者の増加、高所得層では高学歴化や長期勤続化などの属性の変化が寄与していることを明らかにしている。

女性の就業調整に関する以上の情報をもとに、2004年の配偶者特別控除の改正の効果について分析を行っている。この改正は、被扶養配偶者の就業を促進することを目的に、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乘せられた分を廃止したものである。論文は、この改正は低収入の既婚女性の労働時間と収入を増加させた一方、改正に影響を受けない103万円以上の収入のある既婚女性については、同時期に生じた夫の所得増加の影響を受けて予算制約線の屈曲点である103万円の閾値まで年収を低下させた可能性のあることを指摘している。

このように政策の意図に反して、高所得の既婚女性が労働時間を短縮させる理由としては、夫の所得増加によって、家庭内の仕事や子育てなどからなる「余暇」時間を増加したと考えることができる。このことから、今後配偶者控除制度の見直しにおいては、家計における予算線に想定外の屈曲点などが生じることのない政策

が望まれると主張している。

山田直夫論文は、日本の家計の資産選択と税制の関係を分析したものである。この論文は、家計の資産選択においては、金融資産だけではなく実物資産も重要であり、金融資産間の選択だけではなく、両資産の選択も踏まえた分析を行うべきであることに着目している。論文ではまず、近年の金融所得課税改革の内容の概観が行われている。その特徴は、金融所得課税の一体化という言葉からも明らかのように、金融資産に関する税制と実物資産に関する税制が別々のものとして扱われてきたことである。

次に日本銀行の資金循環表、総務省の家計調査、内閣府の国民経済計算などの統計に基づいてわが国家計の資産選択の実態を示している。ここから資産が現金・預金に集中し、株式保有が少ないことを指摘している。続いて、わが国家計の資産選択に関する先行研究を展望している。この展望を通じて興味深いことは、家計の株式保有を抑制している要因として、持ち家に対する強い選好が多くの研究で指摘されていることである。そうした指摘が正しいとすれば、今後、住宅ローンの金利の低下が続かなかで、住宅頭金やローンの借入を目的とした預貯金投資が減少し、家計の危険資産保有比率は上昇することも考えられる。

実証分析からは、土地と株式に代替的な関係が伺え、とくに株式収益率が実物資産も含めた家計の資産選択に影響を与えている可能性があるという結果を得ている。実物資産と金融資産に対する異なる税制上の扱いは資産の税引き後収益率に影響するので、本稿の分析が正しいとすれば、わが国の現行制度は家計の中立的な資産選択を歪めていることになる。したがって効率性の観点からすると、株式に関する税制を実物資産に関する税制と切り離して進めることは望ましくない。これより論文は、金融資産と実物資産を一元的に扱うべきであると主張している。

田近栄治・八塩裕之論文（2）は、事業形態選択を活用した中小企業オーナーの節税問題を検討している。労働所得に課される所得税や社

会保険料負担を避け、税率の低い資本所得に形態転換させるために法人を活用する事例が世界中で報告されている。論文ではまず、アメリカ、イギリスおよびノルウェーの中小法人における労働から資本への所得移転の実態とそれに対する政策的な対応について論じている。

世界各国の中小企業のそうした動向に比して、日本ではこれまで、給与への課税軽減を利用した個人自営業者の法人成りによる「赤字法人問題」が注目されてきた。しかし、高齢化による社会保険料率引き上げで給与への課税が強化される一方、法人税率の引き下げが図られるなかで状況は変わりつつある。すなわち、法人化後にオーナーは社会保険料負担を避けるために所得を給与として分配せず、むしろ法人所得を増やす可能性がある。一方、中小企業では配当は総合課税とされているため、所得が多い法人のオーナーは、所得税を避けるために、所得を法人に留保する誘因を強く持つと考えられる。

こうした状況を踏まえ、わが国においても中小企業課税の新しい展開として、労働から資本への所得移転を誘発させない取り組みが必要になってくると思われる。そのためには、現在行われているような中小法人の行き過ぎた法人税軽減税率を廃止し、中小法人の配当課税の軽減を図ることが必要である。そうすることで過度な内部留保を抑制し、利益を社内に閉じ込めることなく、社外で有効に活用する道を拓いていくべきである。それでも法人留保が大きく増える場合は、留保金課税制度の再活用を検討することも一つの選択肢である。

法人税の増税が資本収益率を下げ、資本がその負担をするのか、あるいは増税の結果投資が減少し、労働者一人当たり資本が減少することなどによって労働賃金が下がり、負担は労働者が負うことになるのか。この問題は法人税の帰着と呼ばれ、これまで多くの議論がなされてきた。布袋正樹論文はこの問題を日本の製造業の時系列データを用いて、労働者一人当たり資本と賃金を内生変数として、過去3年を平均した法人税率格差（日本の法人税率から先進18カ

国の平均法人税率を引いた値）を説明変数としたVAR（vector autoregression, ベクトル自己回帰モデル）によって分析したものである。そのほか説明変数には、一人当たり実質付加価値が加えられている。

分析の結果、日本の法人税率が他国と比して増加すると一人当たり資本は有意に減少すること、および前期の労働者一人当たり資本が減少すれば、賃金は有意に減少することが示された。したがって、法人税の増税（減税）は賃金に対してマイナス（プラス）の効果を持つ。その効果を数量化すると日本の法人税率格差が過去3年平均で1%増加しても、賃金は15年間の累積で2万円から2.5万円しか減少しないことが示された。これより論文は、法人税の労働への帰着は小さいとして、法人税率引き下げにより、それほど多くの賃上げを期待することはできないであろうと結論づけている。

長谷川誠論文は、国境を超えた企業活動が活発化するなかで、国際課税が多国籍企業の行動に及ぼす効果について自身の研究を含む多くの実証研究を展望し、政策的な含意をさぐったものである。多国籍企業の国内外の税負担の二重課税を防ぐ方法には、外国税額控除方式（全世界所得課税を前提として、国外での税負担を控除する仕組み）と国外所得免税方式（国外所得への税負担は国外での負担で完結する仕組み）の二つの方式がある。論文では、この二つの方式の違いが多国籍企業の行動に与えるさまざまな影響について検討している。

日本は2009年度改正によって、外国税額控除方式から海外子会社配当益金不算入制度へと移行し、完全ではないが国外所得免税方式に大きく踏み出した。論文ではこの改正によって、国内で資金制約に直面する親会社の海外子会社からの資金調達が可能になったこと、内部留保を蓄積してきた海外子会社からの配当還流が促進されたことが指摘されている。

海外直接投資については国外所得免税方式の方が、投資国の税率の影響をより強く受けるという効果は検証されていない。しかし、海外

M&Aについては、外国税額控除方式による子会社の所得を含む全世界所得課税が、海外M&Aの意思決定を歪めている。また、国外所得免税方式への移行によって、日本の多国籍企業による海外M&Aが活発化したという研究が報告されている。海外の事例では、国外所得免税方式への移行によって多国籍企業の国外への所得移転が活発化することが、実証研究からも支持されていることが指摘されている。

宮崎毅論文は、地方交付税や地方税による日本の地域間財政格差の是正の可能性について検討したものである。近年、財政力格差が地域における行政サービス水準の格差をもたらす可能性があることから、財政力格差の是正に関する議論が活発に行われている。2008年には法人事業税の一部が、地域間の再配分を目的として地方法人特別税・譲与税に組み換えられた。2014年には法人住民税法人税割の一部を交付税財源とする地方法人税が創設された。この論文ではこうした取り組みが地域間財政格差の是正にどれほど貢献しているかを県別一人当たり交付税と地方税収を指標して分析している。ここで県別一人当たり交付税と地方税収とは、各県とそこに所在する市町村の交付税と地方税収の合計額から県別の一人当たりの金額を求めたものである。分析では地方税と交付税を合わせた一般財源の地域間配分についても検討を行っている。

分析の結果は次の通りである。第1に、交付税等によって1人当たり一般財源の格差が拡大することが明らかとなった。ほとんどの分析で、地方税よりも交付税が一般財源の格差を拡大していることが分かった。第2に、地方法人税の拡充は一般財源格差を拡大することが示された。それは、地方法人税は交付税原資として地方に配分されるため、地方法人税の拡充はむしろ地域間格差を拡大させるためである。第3に、地方消費税改革は地域間の財政格差をほとんど減少させないか、悪化させることが分かった。特に、法人二税と地方消費税の税源交換は、地域間の格差を拡大させることが分かった。第4

序文

に、交付税等を一律に減少させることで、一般財源の格差が是正されることが明らかとなった。これは交付税の逆進度が高すぎて一般財源の格差が拡大しているため、交付税を一律カットすることによって格差が縮小するためである。

る。論文はこれらの結果から、格差是正のためには地方法人税の拡充や地方消費税の改革よりも地方交付税の改革を進めるべきである主張している。